

## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### 当組合への苦情等のお申し出先

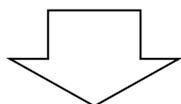
「お取引先店舗」または下記の「総務課」をお願いいたします。

福岡県信用組合 総務課（本部 総務部）

▽住所：〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目10番17号

▽電話番号：0120-49-5420

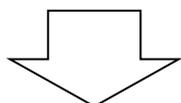
▽受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・金融機関の休日を除きます。）



苦情等のお申し出は当組合のほか、「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けております。詳しくは、当組合総務課へご相談ください。

名称	しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付時間	午前9時～午後5時（祝日及び信用組合休業日を除きます。）

※ 相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下、東京弁護士会等）という。）のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センター（以下、「福岡県弁護士会紛争解決センター」という。）で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合の「総務課」または「しんくみ相談所」へお申し出ください。

また、お客様が直接、下記の仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な手続を進める方法があります。

1. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
2. 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、お客様は、福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

・（注）移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

下記東京弁護士会等のいずれかにご照会ください。

（東京弁護士会等）

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関 1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00 13：00～15：00	月～金（除 祝日、年末年始） 10：00～12：00 13：00～16：00	月～金（除 祝日、年末年始） 9：30～12：00 13：00～17：00

(福岡県弁護士会紛争解決センター)

名 称	福岡弁護士会館	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-5	〒803-0816 北九州市小倉北区 金田 1-4-2 (北九州 弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町 11-5 (筑後弁護士会館内)
電 話	092-791-1840	093-561-0360	0942-30-0144
電 話 受 付 時 間	月～金 (除 祝日、年末年始) 10 : 00～12 : 00 13 : 00～16 : 00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9 : 00～12 : 00 13 : 00～17 : 00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9 : 00～17 : 00

ホームページリンク

- ・ 東京弁護士会 紛争解決センター  
<http://www.toben.or.jp/>
- ・ 第一東京弁護士会 仲裁センター  
<http://www.ichiben.or.jp/>
- ・ 第二東京弁護士会 仲裁センター  
<http://niben.jp/>
- ・ 福岡県弁護士会館  
<https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketv.htm>
- ・ 北九州法律相談センター  
<https://www.fben.jp/center/kitakyu.html>
- ・ 久留米法律相談センター  
<https://www.fben.jp/center/kurume.html>

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人生命保険協会)	そんぽADRセンター (一般社団法人日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受 付 時 間	月～金(土・日、祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00	月～金(土・日、祝日、年末年始を除く) 9:15～17:00

#### ホームページリンク

- ・ 生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)  
<http://www.seiho.or.jp/contact/>
- ・ そんぽADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)  
<http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/>

(令和6年8月20日現在)

## ■ 当組合の苦情等の対応

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して、迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、各営業店または本部の総務課で受け付けいたします。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等を遵守し、適切に対処いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供致します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、「しんくみ相談所」の規則等を遵守し解決に取り組めます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示等につきましては、総務課が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、内部規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる態度で対応します。
8. 業務の改善に向けて、苦情等の内容や発生原因を分析し、関連する諸規程等について研修等により組合内に周知徹底を図るなど、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

■ 当組合の苦情受付・対応体制の概要図（2018年12月17日現在）

